

豊橋市民病院研修センターInstagram運用ポリシー

豊橋市ソーシャルメディア運用ガイドラインに基づき、豊橋市民病院研修センターが運用するInstagramの運用ポリシーを次のとおり定めます。

運用ポリシーとは、豊橋市民病院研修センターがInstagramを運用していくうえで、豊橋市民病院研修センターのアカウントを利用する者（以下「利用者」と記載する。）に対して、周知すべき事項を記したものです。

1 運用するソーシャルメディアの種類

Instagram（Instagram）

2 アカウント名、URL、アカウント運用者名

- (1) アカウント名 豊橋市民病院 研修センター（toyohashi_hosp）
- (2) URL https://www.instagram.com/toyohashi_hosp/?hl=ja
- (3) アカウント運用者名 豊橋市民病院 管理課 研修担当

3 目的

医学生に対しての宣伝、PR等を行います。さらに、病院内の出来事なども発信し、事業内容や職場の雰囲気などを感じ取ってもらうことを目的としています。

4 掲載内容

- (1) 説明会の開催について
- (2) 病院内の研修風景や仕事風景
- (3) その他病院に関するその他の発信すべき出来事

5 運用時間

「4 掲載内容」に掲げる内容を不定期に掲載することとし、掲載は、原則として、月曜日から金曜日の午前9時から午後5時に行います。ただし、緊急の掲載が必要と認められる場合においては、この限りではありません。

6 書き込み等への回答

利用者から来た書き込み等への回答は、原則として行いません。回答をお求めの場合は、豊橋市民病院ホームページ、学生実習・見学の案内にある「お問い合わせ」をご利用ください。

7 個人情報に関する取扱い

豊橋市民病院が利用者から個人情報を取得する場合には、豊橋市個人情報保護条例（平成17年3月31日条例第1号）に基づき、適切に管理します。

8 遵守事項

本アカウントに対して、次に掲げる行為はご遠慮ください。利用者の行為が以下のいずれかに該当する場合は、利用者が行った投稿の削除その他の必要な措置をとる場合があります。

- (1) 豊橋市民病院、他の利用者又は第三者を誹謗中傷する行為
- (2) 公序良俗、法令等に違反し、又は違反する恐れのある行為
- (3) 他者になりすますなど虚偽や事実と異なる情報及び正否の確認できない噂等を掲載する行為
- (4) 広告、宣伝、勧誘、営業活動その他営利を目的とした行為（ウェブサイトの紹介等を含む。）
- (5) 著作権、商標権等の知的財産権や、肖像権等を侵害するおそれのある行為
- (6) 他の利用者又は第三者に関して、住所・電話番号、メールアドレス等の個人情報を特定・開示・漏えいする等の個人のプライバシーを侵害する行為
- (7) 有害なプログラム等を送信することにより通信機器の機能を妨害し、情報を引き出し、又は他者のアクセスを妨害する行為
- (8) 豊橋市民病院、他の利用者又は第三者に不利益を与える行為
- (9) その他、運用者が不適当と判断した行為

9 知的財産権

掲載している個々の情報（文章、写真、イラスト等）に関する知的財産権（商標権、著作権等の全ての権利）は、豊橋市民病院あるいは豊橋市民病院以外の原著作者等に帰属します。

内容について、「私的使用のための複製」や「引用」等著作権法上認められた場合を除き、無断で複製・転用することはできません。

10 免責事項

- (1) 豊橋市民病院は、掲載情報の正確性、有用性を完全に保証するものではありません。
- (2) 豊橋市民病院は、利用者が掲載情報を利用又は信用したことにより、利用者又は第三者が被った損害について、一切の責任を負いません。
- (3) 豊橋市民病院は、利用者が投稿した内容について一切の責任を負いません。
- (4) 豊橋市民病院は、利用者間又は利用者と第三者間のトラブルによって、利用者若しくは第三者に生じたいかなる損害についても、一切の責任を負いません。
- (5) 豊橋市民病院は、予告なしに掲載した情報を変更又は削除し、サービスの運用を中断し、又は中止することがあります。
- (6) 本ページは、Instagram社のシステムによって運用されています。本市は、Instagram社のシステム運用状況に関する質問等については一切お答えできません。また、Instagramサイト、Instagram社または第三者から提供されているソフトウェアやアプリの機能、ご利用方法、技術的な質問等に関しても、一切お答えできません。

11 運用ポリシーの変更

- (1) 運用ポリシーは、予告なく変更する場合があります。
- (2) 変更後の運用ポリシーは、豊橋市民病院ホームページ上に掲載します。

附則

令和元年5月22日から施行する。